

(参考) 新たなまちづくりチャレンジ支援事業費補助金交付要綱第8条(6)に規定する
収益納付に関する考え方

・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、**補助事業(補助金の交付を受けて行う事業)の結果により収益(収入から経費を引いた額)が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を県へ返納していただく場合があります(これを「収益納付」と言います)。**

・本補助金については、**事業完了時までに直接生じた収益金**について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。なお、ここで言う「補助金により直接生じた収益」は、以下のようなケースを想定しています。

<補助金により直接収益が生じる(⇒交付すべき補助金から減額する)ケースの例>

(1) 補助金を使って購入した設備で生産した商品の販売・サービスの提供による利益(物品購入費等が補助対象の場合)

(2) 補助金を使って構築した自社のネットショップ(買い物カゴ、決済機能の付加)の活用での販売や、他社の運営するインターネットショッピングモールでの販売による利益(広報費が補助対象の場合)

(3) 補助金を使って開発した商品の販売による利益(委託費等が補助対象の場合)

上にあるケースのような補助事業を行う場合は、収支予算書の収入金に関する事項として「ネットショップの活用での販売による利益」、「開発商品の販売による利益」等と簡潔にご記入ください。

なお、「商品の生産やサービスの提供に直接関わりをもたない備品の購入」、「チラシの作成や配布」、「ホームページの作成・改良(ネットショップ構築を除く)」、「広告の掲載」、「店舗改装」などは、収益との因果関係が必ずしも明確でないため、ここでいう「補助金により直接生じた収益」には該当しないと考えます。

収益納付の対象となるのか気になる場合については個別にお問い合わせください。

※参考に収益納付されることとなる場合に使用する参考様式を添付しています。

(参考様式:実績報告書に添付)

収益納付に係る報告書

住所

事業者名

代表者名

㊞

令和 年 月 日付けをもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、新たなまちづくりチャレンジ支援事業費補助金交付要綱第8条(6)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- | | | |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の実施結果の事業化 | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3. その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

(単位:円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経 費(B)	補助事業に 係る売上額 (C)	補助事業に 係る収益額 (D)	控除額(E)	納付額(F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ~3. においてすべて「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし)の場合には、上記の表への記入は不要。
 - (2) 「補助金額(A)」は、交付決定額をいう。
 - (3) 「補助事業対象経費(B)」とは、「補助対象経費合計」をいう。
 - (4) 「補助事業に係る売上額(C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
 - (5) 「補助事業に係る収益額(D)」とは、「補助事業に係る売上額(C)」から、同売上額を得るのに要した額(補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等)を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額(D)」がゼロまたはマイナスの場合には、(D)にゼロと記載する。
 - (6) 「控除額(E)」とは、「補助事業対象経費(B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。
控除額(E) = 補助事業対象経費(B) - 補助金額(A)
 - (7) 「納付額(F)」 = 「補助事業に係る収益額(D)」 - 「控除額(E)」
× 「補助金額(A)」 / 「補助事業対象経費(B)」 * 円未満切上げ
- (注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。